

# 先住民族概念の再考

森 谷 裕美子

## 1 問題の所在

フィリピンでは、1997年に先住民族権利法 (Indigenous Peoples Rights Act : 以下IPRA) が施行されたことによって、先住民族に対するさまざまな権利がここに具体的に認められるようになった。本法は「先住民族の固有の政治組織や慣習法、とりわけ土地に対する慣習的な権利が、フィリピン全土において法的に認知された画期的」な法であると評価される〔合田 2004 : 195〕。とりわけ、この法の、先住民族にとって実際的な面でのもっとも重要な部分は先祖伝来の土地・領域に対する権利の保障にあるといえるが、その施行にあたっては、そういった権利を与える対象としての先住民族について「いったい何をもって先住民族と考えるのか」といった人々の認識の違いが大きな問題となるだろう。しかしながら、本法律に定められた先住民族の定義<sup>1)</sup>はきわめてあいまいであり、その実施機関である先住民族国家委員会 (National Commission on Indigenous Peoples : 以下NCIP) においてさえ何をもって先住民族とするか、具体的に誰を先住民族と考えるかについて明確に定められているとはいえない。一般に、フィリピンには100以上の民族があるといわれるが、その数は研究者によってもまちまちであり、さらにフィリピンの長く複雑な民族移動の歴史から考えれば、どの民族をもって先住民族と考えるのかの判断もきわめて難しいといえる。

そのうえフィリピンでは、この先住民族権利法が施行されてすでに10年以上が経過したにもかかわらず、実際に先祖伝来の土地に対する権利が認められたのはこれまでに全体で30件ほどしかなく(2004年現在)、そのいっぽうで先住民族ではあってもその土地の先住でない人々が先祖伝来でない土地に権利を認められているといったことがある〔合田 2006〕。このように本法律は、いまだ多くの矛盾や問題、あるいはさまざまな解釈の可能性をかかえており、こうした状況において、いまいちど原点に立ち返ってその問題を整理する、とりわけその根本的な問いである「先住民族とはいったい何なのか」をここで再検討してみる必要があるだろう。

そこで本論文では、これまで多くの研究者によって議論が重ねられてきた先住民族の概念を整理し、これをフィリピンの状況と照らし合わせることで「フィリピンの「先住民族」概念」について考える。しかしながら実際にはフィリピンの「先住民族」と

いっても一様ではなく、すべての先住民族をここで検討することは紙幅の関係上不可能であるので、ここではとくに筆者が長年かかわってきたパラワン族を具体的な例にとって検討していく。パラワン族は、フィリピン南部のパラワン島に住む先住民族であるが、ここでパラワン族を取り上げるのは、NCIPがパラワン島の先住民族についてきちんとした情報や認識をもっておらず、そこに多くの混乱や誤りがみられるのはもちろんのこと、移民が人口的に圧倒的な多数を占めるパラワン島では移民と先住民族との争いが絶えない、あるいは開発をめぐるさまざまな問題や対立が先住民族の生活を脅かしているなど、早急に解決すべき多くの困難をかかえている社会だからである。筆者は、このような状況において、IPRAがもつパラワンの先住民族に関する情報と現実の乖離を明確にとらえることで、そこから本法や国の先住民族対策の問題点を整理し、このような国家的な法や制度が彼らにとってどのような意味をもつのかを検討する。

具体的には、まず先住民族の「民族」の部分に焦点をあて、民族概念をめぐるの先行研究やその問題点をまとめることで、いったい「民族」とは何なのかを考える。次に、これを受けて「先住民族」とは何かを検討し、さらにフィリピン全体の先住民族の定義について考える。そして最後にパラワン族の定義をめぐるのさまざまな問題を明らかにすることで、IPRAの実効性やフィリピン政府の先住民族対策の改善に向けての提言を行なう。

## 2 「民族」の概念

### (1) 民族

民族という用語は歴史学や政治学、社会学の分野はもとより、マスメディアなどでも広く一般に用いられている。日本語の「民族」は英語でethnic group (エスニック・グループ) やnation (ネーション) に相当するが、歴史的にみれば「民族」はnationの翻訳として成立したものであるという〔内堀 1997: 5〕。しかしながらnationは、その文脈に応じて「国家」とも「国民」とも訳され、nationの派生語であるnationalism (ナショナリズム) は「民族主義」とともに「国家主義」「愛国主義」とも訳される。ゲルナーによれば「ナショナリズムとは、政治的な単位と民族的な単位が一致しなければならないとする政治的な原則であり、ネーションは、このナショナリズムによって生み出されたものであるという〔ゲルナー 2000〕。このように「民族」はきわめて政治的な概念として捉えることもできる。

もちろん日本語で「国民」と「民族」が混同して用いられることはほとんどないが、実際にはわれわれが日常的に用いる「民族」についても、そのイメージとそれが「意

味するところ」が必ずしも一致するとは限らず<sup>2)</sup>、その概念をめぐる「民族」を専門とする人類学者のあいだにおいてさえ、多くのコンセンサスが得られるような統一した定義があるわけではない。内堀によれば、しかしそれでも日常的に「民族」の語が自然に通用するのは、「同じ言葉をしゃべり、風俗習慣を共有し、しかも同じような風貌をもつ人間の集団がいるという前提」をわれわれが暗黙的に受け入れているからであるという。民族についてのこうした反省以前のイメージはけっして誤りではないが、こうした内的要素から民族を見る視点に立つ限り、民族をめぐるさまざまな現象のうち、「臨界状態」とでも呼びうる状況<sup>3)</sup>がまったく把握できないことになってしまう〔前掲書：16〕。

このような状況のなかで、もちろん人類学の分野でもこれまで「民族」をめぐるさまざまな問題が活発に議論されてきた。そこで、ここではこれらの議論のなかから本論文のテーマと密接に関連する、また、もっとも多く議論されてきた問題のひとつである民族の客観的定義と主観的帰属意識の問題、およびその虚構性と実体性をめぐる問題についてとりあげてみたい。

まず民族の客観的定義と主観的定義の問題についてであるが、前者の客観的定義というのは成員間で共有されている諸属性を基準に民族集団を規定しようとするもので、その要素としては共通の出自、宗教、人種、言語などがあげられる。これにたいし主観的定義によって民族を捉える立場に立つ研究者は、その帰属意識や同類意識といったアイデンティティの問題を重視する。また、民族の客観性と主観性の双方を統合し、成員自身によって主観的に、また他者によって客観的に他とは区別されることを重視する立場もあって、かならずしもどちらが正しくて、どちらが間違っているといった問題ではないことがわかる〔綾部 1985〕。

日本語で一般に用いる民族の定義では民族を客観的な指標で分類するものが多いが〔スチュアート 2002：193-197〕、実際には、先にあげたような文化要素で人類の分類を試みても、たとえば言語を基準に分類された人々が必ずしも同じ宗教を信仰するとは限らないし、総体としての固有の「伝統的」な文化を共有するというを指標としたとしても、文化というものは常に変化し生成されるものであって、そこに超歴史的で本質的な文化が存在するわけではない。いうまでもなく、文化の差を乗り越えられない絶対的な差異、すなわち本質的な差異があると語る語りは「本質主義」としてこれまでも厳しく批判されてきた。そうだとするならば、民族というのは主観的な範疇となるが、それが主観的な範疇であるのなら、民族は虚構に過ぎないということになる。

そこで、民族の虚構性と実体性が問題となる。たとえば前者の立場にたつ名和は「民

族は実体としては存在せず、「名」と実体をめぐる民族論的状况、つまり民族が語られ、それに関する行為が行なわれている状況のみが存在しているにすぎない。そもそも民族が実体としてあるという議論は、いつ、何をもって民族が実体化したのかという解決困難な問題を常にかかえることになる」と主張する〔名和 1992〕。これにたいし、後者の立場に立つ綾部は、民族というものが歴史的所産として次第に形成されるものであることは疑いようのない事実であるが、だからといって、ある時点で捉えた場合の民族が実体として存在することを否定することはできないと反論する<sup>4)</sup>〔綾部 1993〕。しかし合田が指摘するように、こうしたやりとりは「〔民族〕は実体か虚構か」といった設問のたて方そのものに問題があるのであって、「必要なのは「分類項」として「民族」に普遍的な「弁別特性」を求めるのではなく、分類項としての「民族」の成立や変遷、植民地支配や国民国家との関係、分類項としての「民族」と人々の「生活」との関係、「人々の側」の「民族」範疇への言及のスタイル、あるいは「その「可変性」や「可塑性」の検討」であるといえる〔合田 1997: 27〕。

こうした議論をふまえ、本稿で議論の対象となるフィリピンの「民族」について考える場合、特に「民族」を全体社会との関係で「名づけ」と「名乗り」によってとらえる内堀の議論が重要となるであろう<sup>5)</sup>。内堀は「社会領域の全体を最大限単純化した「垂直的」な階梯構造としてみた場合、「民族」は、ごく小規模な日常性を基礎におく対面的共同社会を基底とし、なんらかの全体社会を上蓋とする、その中間に位置づけられる範疇」であり、「名づけ」によって成立すると考える。この「名づけ」は、「国家」以前の全体社会においても、ある共同社会が他の共同社会をさまざまな論理に従って「名づけ」分類することは当然あるが、これは名づけられる側の応答を期待したものではなく、また、必ずしも「名づけ」られた「名」がそのまま「名乗り」に転化するものでもない。しかしながら「国家」によって規制される歴史的世界にあっては、「国家」の名づけにたいして共同社会がそれを受け入れることは、共同社会の全体社会の秩序化への服従となる。もちろんこれは、共同社会が民族として自己形成する契機ともなるが、現実には「名づけ」にたいしてきわめて消極的な受忍以外なしえないこともあり、その場合、「民族」範疇は「国家」側のしばしば恣意的な分類範疇にすぎなくなるという。そのうえで内堀は、「民族」は範疇であるかぎりそのものとして実体ではないが、「名」を「名乗る」他者が存在し、互いに「名乗り」合うことによって「名」に実質が与えられると考え、この擬似物質的な「名」が、現在にあるものとしての共同社会に、過去を備え未来を語りうる民族として実存する可能性を与えるとする〔内堀 1989〕。いっぽう前述の合田は内堀と同じように、「分類項」としての「民族」は虚構であるとしつつも「生活」は実体であり、「民族」と名づけられた人々は、その名

づけが何であれ、そこに「存在する」と考える〔合田 1997:27〕。筆者もまた「民族」というものが多分に政治的なものであり、範疇あるいは「名づけ」による虚構と認識しつつも、フィリピンでは実際に自分たちを「～族」と名乗り生活する人々が存在することから、それを実体として捉えるという立場をとる。したがって、本論文で問題となるのはフィリピン国家のもとに分類される「分類項としての民族」であるが、上記の立場から、ここでは概念としての「～族」という表記を「名づけ」「名乗り」にかかわらず「生活実体」としての人々にも用いることとする。

## (2) フィリピンの民族

それでは、フィリピンにはどのような「民族」が存在すると考えられているのだろうか。

フィリピンは7,100の島々からなるが、国土面積はさほど大きくなく、わずか29万9,400 km<sup>2</sup>の国土に100以上の「～民族」とよばれる人々がいるといわれる。フィリピン国立博物館の調査によれば、フィリピンには126の言語的・文化的・人種的グループが存在し、方言差まで数えると186のグループがあって、それぞれ顕著な文化的多様性をもっているという（1974年国立博物館作成の「言語・文化・人種地図」による）。このうち100万人以上の話者をもつ主要言語（1980年調査）だけをみてもセブアノ・タガログ・イロカノ・ヒリガイノン・ビコール・ワライ・カパンパンガ・パンガシナンの8言語あり、フィリピン全体の約90%の人々はこれら8つの言語を母語としている。これにたいし残りのわずか10%の人々がいくつもの小さな言語集団に分かれ、それが言語的・文化的・人種的グループを形成している。「国家」のレベルでは国語としてのフィリピーノ語が存在するが、実際にはすべての人がこのフィリピーノ語を解せるわけではなく、また長い植民地支配の中で、スペイン政府は言語集団を基礎として分割統治を行い、また今でも各言語集団などを単位とする地域主義が発達しているため、フィリピン全体を統合するようなフィリピン国民としての意識は稀薄であって〔池端・生田 1977:8-9〕、この言語的な違いというものが「民族」を規定する上では大きな意味をもつ。

いうまでもなく、この言語的・文化的・人種的グループが「～族」と呼ばれる民族集団であるが、さらにフィリピンでは、その大半を総称して「文化的少数者(Cultural Minorities)」と呼ぶ。フィリピンはアジアのなかでももっともキリスト教の盛んな国のひとつであるが、統計上の宗教別人口比からみてもキリスト教徒の比率が大部分を占める。この多数派のキリスト教民にたいして、少数派の山地民族とムスリムが文化的には少数者であることから、これを「文化的少数者」と呼ぶのである。そして、こ

の多数派のキリスト教民がこれまで文化的少数者である山地民族およびムスリムにたいし政治的圧迫や侵略などを繰り返してきたのであって、政治的にみればこの「文化的少数者」と「文化的多数者 (Cultural Majority)」の対立がきわめて重要な問題となる。歴史的に、フィリピンにもっとも古くから存在していた宗教は土着の精霊崇拜であるが、現在、この精霊崇拜の信仰者のほとんどは完全にキリスト教化されることのでなかった文化的少数民族である。もともとフィリピンでは外来の宗教が伝来するまでこうした精霊崇拜が広く行われていたというが、そこに最初に伝えられた外来の宗教が14世紀頃のスルー諸島からミンダナオ島へかけてのイスラームである。しかしイスラーム化がフィリピン全体に十分に浸透する以前に、16世紀になってスペインのフィリピン侵略が始まると、こんどはキリスト教化が強力に開始されることになる。しかしながら、すでに南部に定着しつつあったイスラーム社会の抵抗は強く、またキリスト教化も急峻な山岳地帯にまでは容易に進まなかったため、フィリピンには結局、低地キリスト教社会と南部イスラーム社会、そして山岳地帯の精霊信仰社会という3つの宗教文化圏ができることとなった〔前掲書：5-6〕。そして、歴史的にみてもっとも新しいキリスト教の信者が、最終的に人口比でいえば圧倒的な多数となり「文化的多数者」を構成するにいたったわけである。

「国家」との関係からすれば、フィリピンは120以上もの民族からなる「多民族国家」であって、いうまでもなく、その民族概念は歴史、すなわちスペイン・アメリカによる植民地支配や、独立後の政治的状況と無関係には論じ得ない。これにかんしては合田の詳細な研究があるのでここでは深く立ち入らないが〔cf. Goda 2001, 合田2004〕、とくに本論文に深くかかわる問題としてここで確認しておきたいのは、前述の「名づけ」、「名乗り」という議論の問題である。つまりフィリピンの場合、「民族」という「名づけ」が、フィリピンを植民地化したスペイン人やアメリカ人など外部の人々によってなされたものであり、植民地政府の統治に利用され、さらには国民国家への統合過程で利用されてきたという事実である。いっぽうその過程で部分的に「名づけ」が人々の「名乗り」に転化することはあっても、実際には「名づけ」が土地の人々の自称や他称と必ずしも一致しているわけではなく、しばしばそこにはずれが生じているという〔合田 1995：75-76〕。こうしたフィリピンにおける民族概念は「植民地支配という政治的・社会的な文脈のなかで操作されてきたコロニアル・ナレッジ<sup>6)</sup> (Colonial Knowledge) であり、このコロニアル・ナレッジが戦後も開発独裁という政治的状況に適合するように操作され、ポスト・コロニアル状況にまで引き継がれた」ものである〔合田 2004〕。しかしながら1997年にIPRAが制定されたことで「先住民族」という概念が公的に定義され(注1参照)、彼らの慣習法や土地権などが「先住民族の

権利」として認知されるようになり、合田によれば、このことはまさしくコロニアル・ナレッジ的な知的状況からの決別であり<sup>7)</sup>、高く評価されなければならないという〔前掲書〕。

### 3 先住民族の概念

#### (1) フィリピンの先住民族

先に述べたように、フィリピンではIPRAの制定によって先住民族に対するさまざまな権利が具体的に認められるようになった。しかし、ここでいう先住民族とは具体的にいったい何をさしているのだろうか。

フィリピンではすでに1986年憲法において「国家は、先住民族文化社会の経済的・社会的・文化的な幸福、福利及び健康を保障するため、彼らの先祖伝来の土地に対する権利を保護する」と規定している。しかしながら、その条項を実施する具体的な法律はこれまでほとんど施行されず、いったい何をもちいて先住民族とするのかも問われぬままであった。これにたいしIPRAでは「先住民族 (Indigenous Peoples)」とは何かを第2章第3条で詳しく規定している(注1参照)。それによると「自己または他者によってその帰属が認識されている人々の集団または同質の社会」であり「組織化された共同体をもち、共有地として境界が定められた領域に継続的に住み、先祖伝来その領域に対する所有権を主張ないしは占有する、または現在その領域を占有し利用している」、あるいは「共通の言語と文化、慣習、その他、特筆すべき文化的特長をもつ」、「植民地化、非土着の宗教・文化からの侵害に対する政治的、社会的、文化的抵抗を通して歴史的にフィリピンの主要なグループから差別されてきた」人々をさすことがわかる。ここでは「民族」は「自己または他者によってその帰属が認識されている人々の集団または同質の社会」といったアイデンティティや「共通の言語と文化、慣習、その他、特筆すべき文化的特長」といった「客観的指標」によって広く規定され、「先住性」ということについては「太古から」(since time immemorial)といった表現をもちいることできわめてあいまいに定義されている。もちろんこの「先住」という概念に厳格な境界を引くことはできないだろうが、この規定では実際に、具体的に「何を指標として誰を先住民と考えるのか」が見えてこない。前にも述べたとおり、フィリピンのように数万年前から紀元後数百年にかけていくつもの民族移動の波があり、1つの民族だけで多数民族を構成しえないというような状況においては、極端に言えば中国人やスペイン人を除くすべての人々が先住民族ということになる。そうだとすればフィリピンの場合、たとえ先住民族の定義に厳格な「先住性」が問われないとしても、何をもちいて先住民族と判断するのかがきわめて困難である。

上村によれば、「先住民族」の定義というのは「常に、権利を擁護する側から出されるものではなく、権利を侵害し続けた側からその責任問題や権利保障をあいまいにするために提起」され、その論法には、いつも2つのお決まりのチェックポイントが用意されていて、そこで、その先住民族がひとつの確固たる「民族」であるかどうか、そして「先住」民族であるかどうか問われるという。そのさい民族が移動・興亡を繰り返してきたアジアやアフリカではその先住性が論点となることが多い。そして、この「先住」であるかどうかについては、先に住んでいた人々がいて、そこに征服者なり、植民者が侵略したか、つまりそこに「支配と被支配という社会構造」が存在したかが焦点となるという〔上村 1992: 83-99〕。いっぽう合田は「先住民 (Indigenous People)」・「先住民族 (Indigenous Peoples)」という用語は、その土地にもっとも古くから居住していた人々をさすが、同時に彼らが「少数民族」であることも含意しているという。しかし、そのいっぽうで「先住民」と「先住民族」という用語には、かなり重要な意味上の差異があり、「先住民族」の場合には、彼らが歴史的に独自の自治慣習ないし政治的統合性をもっていることを前提とし、「先住民」という場合にはそれが問題にはされない。すなわち採集狩猟民であったアエタなどはこれまで政治的統合性を欠いていたため「先住民族」ではなく、「先住民」ということになる。したがって合田の指摘するように、その違いを意識するならば、IPRAは「先住民族権利法」ではなく、焼畑農耕民や水田稲作農耕民、採集狩猟民などをも含んだ「先住民」のための「先住民権利法」と訳されるべきであろう〔合田 2005〕。さらに、フィリピンでは多数派のキリスト教民が、これまで文化的少数者である山地民族およびムスリムにたいし政治的圧迫や侵略などを繰り返してきたのであって、そういった意味では、IPRAが対象とするのは文化的少数者あるいは文化的少数「民族」でもある。

## (2) 国家先住民族委員会の見解

それでは、フィリピン政府自体は先住民族というものをどのように考えているのであろうか。IPRAの遂行機関であるNCIPでは、IPRAの定義とは別に2001年10月にアジア開発銀行で行なわれたあるスピーチの内容をそのホームページに掲載し、先住民族の概念や現状について「フィリピンの先住民族」というタイトルで次のように述べている。なお、このスピーチを行なったのはNCIPの第2代委員長<sup>8)</sup>で、先住民族であるイフガオの女性である。

「先住民族」という用語は、このフィリピン群島に昔から住んでいた先住の人々の1200万人の子孫たちを意味している。彼らは、植民地支配に屈することなく、



これまでその習慣や伝統、独自の生活様式を維持してきた。われわれの祖先はかつてこの島の唯一の住人だった。そしてその当初からすでに自律した国 (States)、すなわち民と領域、統治組織（それは慣習であり、伝統であり、土着の社会・政治的制度ではあるが）、そして主権（それは自由と自律的な共同体に対する主権）を有する国をもっていた。やがて彼らが、スペインの植民地化に抵抗し支配されるのを拒んだときには、彼らはそのスペイン人たちから異端者、異教徒、野蛮人などと呼ばれた。そしてアメリカの植民地支配のもとでは、私たちの祖先は非キリスト教民 (Non-Christian Tribes) と呼ばれた。今では、われわれは文化的少数者とかフィリピンの部族 (Tribal Filipinos) などとして知られ、ようやく最近になって「先住の文化的共同体」、あるいはより政治的な意味合いを含んだ「フィリピンの「先住民族」」といった名前で総称されるようになった。しかし人々が「文化」というものにより繊細であるとき、われわれはイフガオやイバロイ、カンカナイ、カリंगा、イスネグ、ティンギャン、ブカロット (イロンゴット)、ドゥマガット、アエタ、アティ、マンギャン、マノボ、タグバヌワ、ティルライ、スバヌン、ティボリ、バゴボ、ヒガオノン (ブキドノン) などといった100以上もある、われわれの固有の美しい名前呼び表わされる。しかし人々が今日、「先住民族」を「母なる自然や父なる宇宙の精霊と結びついた平和を愛する人々」であるといった美しい物語として語ったり、彼らのすばらしい能力や技術、業績について言及したりすることはあまりない。先住民族という用語はいまや抑圧や搾取、差別、貧困といったことばと同義のものと思われている。かつてこの地を統治した誇り高き祖先をもつ彼らは今や地球上のクズとなり、フィリピンの最貧困層へと貶められてしまっている。

(NCIPホームページ<http://www.ncip.gov.ph/indexmain.php>, 2006年12月5日アクセス)

これによれば、彼らは歴史的にはスペイン人たちから異端者・異教徒・野蛮人と呼ばれ、アメリカ人からは非キリスト教民、最近では「先住民族」でない人々から文化的少数者とかフィリピンの部族などと集合的に「名づけ」られてきたことがわかる。そして先住民族とは「かつてこの島の唯一の住人だった」者の子孫のことであって、ここではその具体的な例として18の民族があげられている。

それでは、これらの民族はいったい何を示しているのだろうか。これを人種的<sup>9)</sup>にみると、ドゥマガット、アエタ、アティはネグリート系の人々で約2万5000年から3万年前にフィリピンに移住してきたと考えられる人々である。イロンゴット、マンギヤ

ン、マノボ、タグバヌワ、ティルライ、スバヌン、ティボリ、バゴボ、ブキドノンはその後、紀元前1万年から500年ごろにやってきた原始マレーと呼ばれる人々である。さらにイフガオやイバロイ、カンカナイ、カリंगा、イスネグ、ティンギャンはその後の紀元前1500年から500年ごろにやってきた人々で、人種的にみれば古マレーである。このように考えると、どうやら人種的にネグリート、原始マレー、古マレーであることが先住民族かどうかの基準であることがわかる。これにたいし紀元前500年から紀元後数世紀までにフィリピンに渡ってきたのが新マレーで、現在のフィリピン国民の大多数はこの新マレーにあたる。民族的には100万人以上の話者をもつ主要言語グループ、すなわちセブアノ・タガログ・イロカノ・ヒリガイノン・ビコール・ワライ・カパンパンガ・パンガシナンの8民族言語集団がその大部分を占めるが、実際には国内移住や異民族間の結婚の増加によりその民族境界があいまいになってきているという〔合田 1995〕。

いっぽうNCIPは、フィリピンの文化的・言語的グループ (Ethnolinguistic Groups) を110としているが、そのホームページ上での具体的な民族名は90しかあがっておらず<sup>10)</sup>、また彼らにたいし先住民族 (Indigenous Peoples) ではなく文化的・言語的グループという用語を用いているのも不自然である。また、実際にこれらすべての人々が「～族」というアイデンティティや共通の言語と文化、慣習、その他、特筆すべき文化的特長をもっているかどうか疑わしいし、そこに「支配と被支配という社会構造」が存在したかどうかも疑わしい。しかし、いずれにせよ人種的に新マレーとされる人々がそこにほとんどみあたらないのは確かである。

#### 4 パラワン族とは誰か

##### (1) パラワン島の先住民

以上の考察をもとに、次に具体的な例でもって先住民族の問題について考えてみたい。そこで、ここでは筆者が長年かかわってきたフィリピン・パラワン族を具体的な例としてあげる。

パラワン島はフィリピン南西部のミンドロ島とボルネオ島北部との間に位置し、1つの島で1州をなし、12の郡と1つの市から構成されている<sup>11)</sup>。現在は、ビサヤ諸島やルソン島といった他島からの移民がパラワン島住民の多数を占めるが、この移民の多くは低地キリスト教民や南部のムスリムで、もともとこの地に住んでいた先住民とは文化的にも大きく異なる人々である。フィリピン国立博物館の調査によれば、現在、パラワン島に居住するのは移民も含め33の民族であるが、このうち、もともとこのパラワン島に住んでいた「先住民族」と考えられているのは丘陵地帯や山岳地帯を主な

居住地とするバタック族 (The Batak), タグバヌア族 (The Tagbanua) およびパラワン族 (The Palawan) といった少数民族である。これら3つの民族は、以前は島全体の海岸沿いに広く分布していたと考えられるが、その多くは、後からやってきた移民たちによってだんだんと奥地へ追いやられていったのだという [Conklin 1949: 271-273]。現在、大まかにみるとパラワン島の北東部にバタック族、中央部にタグバヌア族、南部にはパラワン族が居住するが(図1, 表1), これら3つの民族の関係をみた場合、バタック族だけがその身体的特徴においてフィリピンの他のネグリートに近く、また伝統的な生業形態は採集狩猟であって、タグバヌア族やパラワン族とは生活様式がかなり異なっている。そのためバタック族と彼らとの交流はほとんどない。いっぽうタグバヌア族とパラワン族は人種的に同じ原始マレー系の焼畑耕作民で、文化的にも似通っており、一部居住地も隣接しているため日常的に交易や通婚などといった交流がみられる。しかしパラワン族の分布はバタック族、タグバヌア族と比べて広範囲にわたっており、同じパラワン族内部でもかなりの地域的偏差があって、その文化的特徴からいくつかのサブ・グループ化も試みられている。

なおバタック族のバタックという名称は、同じパラワン島に住むクヨ島民のことばで「山の人 (mountain people)」を意味する他称である。クヨ島民はスペインによる植民地支配の結果、16世紀半ば頃にキリスト教に改宗した人々で、もとはそのほとんどがパラワン島北部の小島に住んでいた。しかし人口が急激に増加したため、1910年代頃からパラワン本島へ多数、土地を求めて渡ってきたのだという [Eder 2000: 201]。いっぽうスペイン人たちはバタック族をティニティアン (Tinitian) 周辺に住んでいる人ということでティニティアネス (Tinitianes) と呼んだ。またバブヤン川 (Babuyan River) 流域に住んでいる人々はバブヤン (Babuyan) とも呼ばれる。タグバヌワ族はタグバンワ (Tagbanwa), タグバヌア (Tagbanua) とも呼ばれるが、いずれも「～から来た人/出身」を意味する “*taga*” と「田舎」や「地方」を意味する “*banua*” の合成語であると考えられ、すなわちタグバヌワ族は「奥地から来た人々 (people from the inland area)」ということになる。いっぽうパラワン族 (The Palawan/The Palawanon) については、その民族名が彼らの居住するパラワン島からきているのはいうまでもないが、パラワン (Palawan) という名の起源は古く9世紀まで遡ることができるといわれ、そのころパラワン島を訪れた中国人がこの島を “*Pa-lao-yu*” すなわち「美しく、安全な港のあるところ」と呼んだことに由来するといふ。パラワン族というのは、文字通り「パラワン島の人」という意味であろうが、いずれにせよ他称であることに変わりはない。

これら3つの民族のうち、NCIPのホームページではなぜかバタック族がそのリス

トにあげられていない。いっぽうタグバヌワ族については十数行程度書かれているが、そこでは「実際には文化的にも言語的にもパラワン族とあまり変わらない」と説明される。実際、タグバヌワ族について詳細な調査をしたフォックスも「これらは別々の民族ではあるが、言語の違いを除けば文化的にたいへん似通っていて、もともとは同じ系統の民族であったと考えられる」と述べており [Fox 1982], その文化的親縁性が指摘できる。もちろんパラワン族についても同じ程度の同じような説明がみられるが、特に興味深いのはパラワン族のサブ・グループと考えられるタウトゥバト (The Tau't Batu) の説明がきわめて長いことである。これは前国立博物館副館長のペラルタによる詳細な報告書<sup>12)</sup>があるためと思われるが、もちろんバタック族やパラワン族に関する民族誌的な報告がほとんどないというわけではなく、そういった意味ではきわめて

図1 パラワン島 (パラワン州)

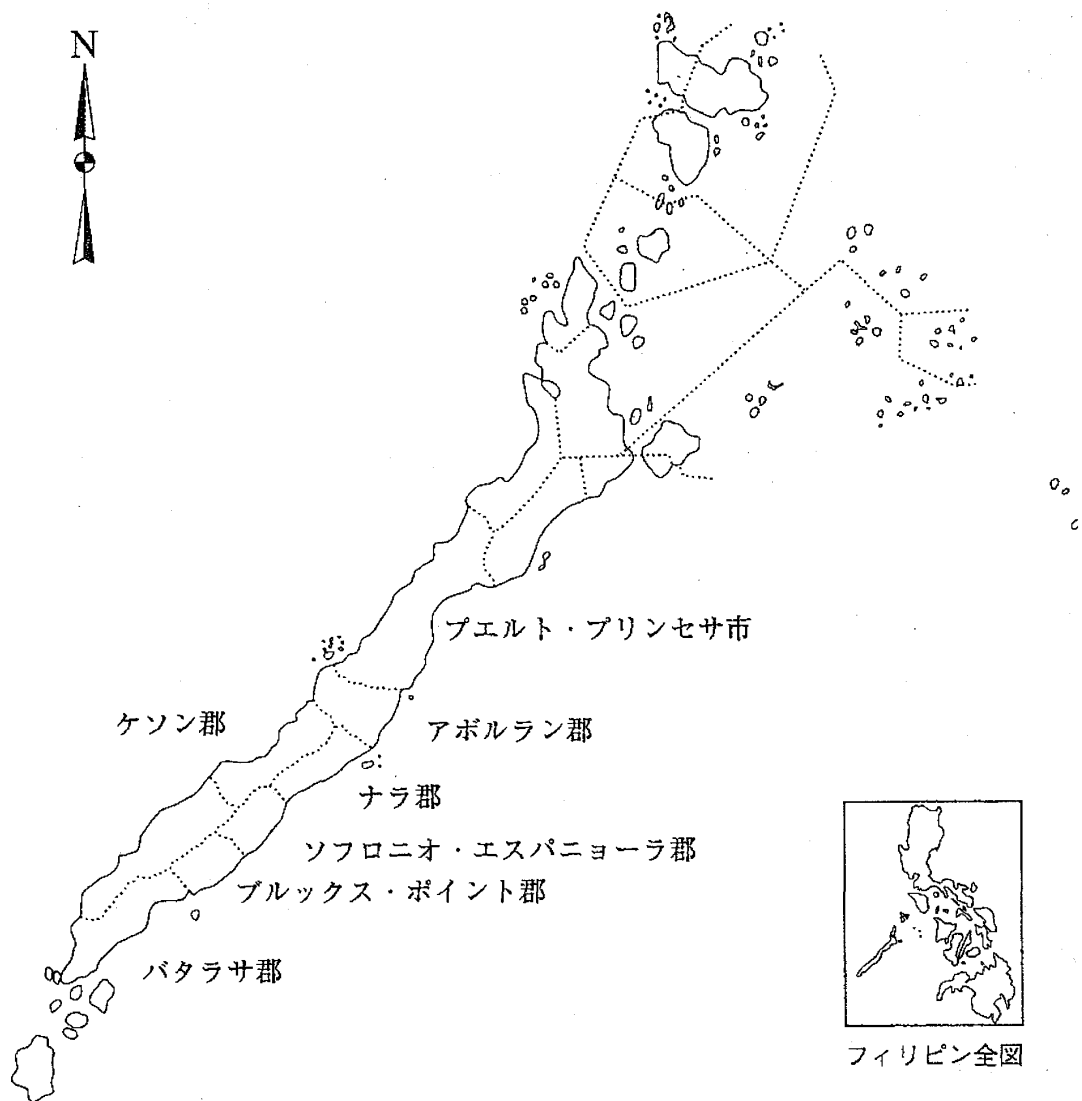


表1 パラワン島の先住民族

郡 (Municipality)	パラワン族	バタック族	タグバヌワ族	合計
アボルラン	345		2,886	3,211
バラバグ	407			407
バタラサ	7,337			7,337
ブルックス・ポイント <sup>*1</sup>	17,346	21		17,367
リナパカン			1,095	1,095
ナラ	1,097		303	1,400
プエルト・プリンセサ <sup>*2</sup>	38	22	571	631
ケソン	7,009		1,713	8,712
ロハス		216	43	259
サン・ビセンテ		10	338	348
タイタイ			177	177
リサール	5,752			5,752
合計	39,331	269	7,106	46,704
州全体の人口 <sup>*3</sup> に対する割合	7.52%	0.05%	1.35%	8.92%

(1990年国勢調査)

※1 ブルックス・ポイント郡は1994年にブルックス・ポイント郡とS.エスピノーラ郡の2つの郡に分かれた。

※2 プエルト・プリンセサはパラワン州の州都で特別市。

※3 524,493人 (1990年)

アンバランスである。

## (2) パラワン族

次に、このパラワン島の先住民族のひとつであるパラワン族について詳しく見ていきたい。

パラワン族の多くは南部のケソン郡を中心として、これと隣接するアボルラン郡、ナラ郡、ブルックス・ポイント郡、S.エスピノーラ郡、バタラサ郡などに広く分布しており (図1, 表1), 人口は全体として約35,000人と推定される [Fox 1972: 401-412]。原則としてパラワン族だけで一つの居住集団を形成するが、とりわけ山を捨て平地のココナッツ・プランテーションなどで労働者として働く人々の間では、タグバヌア族やムスリムと同じ地域に混住している場合もみられる。

パラワン族は前述したとおり、もともとはパラワン島全体の海岸沿いに広く分布していたと考えられるが、ベイヤーの説明では、もともとパラワン島に広く分布していたのはタグバヌワ族であって、タグバヌワ族がフィリピン南部のムスリムとの交流によりイスラーム化されたもの、あるいはタグバヌワ族のイスラームに改宗したものがパラワン族であるという [Beyer 1917]。もちろん今日ではパラワン族と呼ばれる人々がすべてムスリムでないのは明白であり、むしろナラやケソンなどの丘陵地に住

むパラワン族はキリスト教への改宗が目立って見られる。これにたいしイスラーム化したパラワン族はパニムサン (Panimusan=パラワン・ムスリム) と呼んで区別されている。しかしながらパラワン族にかんするNCIPの説明においてもパラワンとパニムサンは区別されず「パラワン族は、その多くが比較的最近になってイスラームに改宗した人々で、現在もイスラーム化されつつあり、人口の約半数がムスリム、残りが土着の精霊信仰である」と説明されている。しかしそのいっぽうで、先にも述べたとおり「パラワン族はタグバヌワ族とひじょうに似ており（何が似ているかは記されていないが）、かつて同じ民族 (people) であったことは疑いない」と断言している。

この「かつて同じ」民族であって「今は異なる」民族であるということはいったいどこから来るのだろうか。それが宗教ということであれば、もちろんムスリムでないパラワン族はタグバヌワ族と似通った宗教観をもっており、その区別は容易ではない。言語ということであればタグバヌワ族のタグバヌワ語はパラワン語と同じ系統の言語であるし、それはバタック族も同じである。もっともバタック族固有の言語は失われつつあり、現在では全体の40%から60%ほどしかバタック語を話すことができないという〔SIL: Gordon ed. 2005〕。このように考えれば、NCIPのホームページにみられるような客観的指標としての「共通の言語と文化、慣習、その他、特筆すべき文化的特長」を彼らもっていて、それが両者を類別する指標となっているかどうか疑わしくなってくる。そうだとすれば彼らをパラワン族として区別するものは一体何であろうか。

ここで再び分類項としての「民族」と人々の「生活」との関係に立ち返ることで、パラワン族という「人々の側」の「民族」範疇への言及のスタイルを問題としなければならない。合田のいうように、「分類項」としての「民族」が虚構であるとしても「生活」は実体であり、「民族」と名づけられた人々がその名づけが何であれ、そこに「存在する」とすれば〔合田 1997:27〕、パラワン族の人々は、たとえその民族名が「名づけ」られたものであっても、日常において確かに自分たちは「パラワン族である」と認識・言及するし、同じようにタグバヌワ族も自分たちは「タグバヌワ族である」と述べる。たとえば筆者が調査したパラワン族の集落にはひとりのタグバヌワ族の男性が婚入していたが、彼は周りの人々にとっては「タグバヌワ族」であり、その子は「タグバヌワ族」の父と「パラワン族」の母をもつことになる。実際にはその「タグバヌワ族」の父は「タグバヌワ族」の父と「パラワン族」の母をもつのであるが、そのパラワン族の集落では、彼は「タグバヌワ族」として言及される。しかしながら、日常生活においてその男性が「タグバヌワ族」として差別されることはなく、他の「パラワン族」の男性とべつだん変わるところがない。パラワン族とタグバヌワ族は生業

や言語、宗教など多くの面で「文化的」に似ているため、日常生活で困ることはほとんどなく、またパラワン族では妻方居住が好んで行なわれるため、「パラワン族」の男性だろうが「タグバヌワ族」の男性だろうが婚入してきた男性はすべてその集落では「よそ者」にすぎない。そういった意味では、彼らが強い帰属意識をもつのは「パラワン族」といった大きな漠然とした範疇ではなく、むしろ地縁集団としての「共同体」と考えることも可能であろう。しかしパラワン族は焼畑農耕民であるため一箇所に定住することが少なく、したがって行政的な単位としての村はあっても強固な村落共同体を組織することがない。母系的なつながりをもった親族関係を基本とする一時的な集落を構成することはあるが、それも永続的なものではなく、しばしば自分たちの焼畑のテリトリー内を自由に移動するため、実際に兄弟姉妹や親子が1つの集落を構成することはあっても、あくまでも基本的な生活と消費の単位は核家族である〔拙稿1998〕。

いっぽう彼らにとって世界を構成するすべての人々は、自分たちパラワン族と、隣接するタグバヌア族、そして「ビサヤ」の3つのカテゴリーに分類される。ビサヤとはフィリピン諸島の中央に位置するサマル島・レイテ島・ボホール島・セブ島・マスバテ島・ネグロス島・パナイ島などに住みビサヤ語を話す人々であるが、実際のパラワン族にとっての「ビサヤ」とは、低地キリスト教民、ムスリム全部を含んだ概念である。これらのうちタグバヌワ族は、自分たちと同じ「トリボ (*tribu*) (タガログ語で“tribe”を意味する)」であり対等な関係にあるが、古くから交易相手として交流があるムスリムとのあいだには上下関係が存在することが多い。いっぽう同じパラワン族であっても、「山」を捨て低地移民のもとでプランテーションの労働者として働くパラワン族や、イスラームに改宗したパラワン・ムスリムは彼らとは区別され、しばしば軽蔑される。これにたいし他の土地からやってきた「低地に住む人々」は自分たちと異なる「ビサヤ」であり、彼らもまた違うカテゴリーの人々として明確に区別される。この「ビサヤ」はしばしば自分たちを見下し、時には自分たちを搾取する者ともなり、パラワン族はしばしば彼らにたいして劣等感や、敵対心を抱くことになる。そのため隣接して居住し「対等」な関係にあるタグバヌワ族とは、しばしば同じ集落を構成したり通婚が行われたりするが、ムスリムや低地民とは商取引以外にはほとんど関わり合うことがない。

パラワン島では、移民たちの多くが彼らを「文化的に遅れた人々」として見下して周縁化し、時にそれを利用して搾取してきた。これにたいしてパラワン族やタグバヌア族、バタック族は彼らと一定の距離をとり、深く関わらないことでその微妙な関係を保ってきた。もちろん、こうした関係が作られる背景には、かつては彼らが先住の主

要民族であったにもかかわらず、1950年代の政府主導の殖民計画によってパラワン島に大量の移民が流入することになり、その結果、彼らの立場がマジョリティからマイノリティへと逆転してしまったという「できごと」がある。実際、移民にとってはパラワン島が希望に満ちた開拓地（ラスト・フロンティア）であったにしても、こうした移民たちは、もともとパラワン島に住んでいた「先住の」人々にとっては彼らの生活を脅かす侵略者以外の何物でもなかったに違いない。事実、自分たちの新しい土地を求めてやってきた移民たちと、これまでその土地で「伝統的」な生活を維持してきたパラワン族との間にはさまざまな摩擦や争いがあり、とりわけ先祖伝来の土地をめぐる問題は深刻であって、これまで多くのパラワン族が移民たちに騙されたり、脅かされたり、あるいは借金の形として土地を取り上げられたりしてその多くを失ってきている<sup>13)</sup>。

もちろん、IPRAとの関係でいえば、先住民族である彼らが移住者である「ビサヤ」からさまざまな侵害を受けたのは事実であり、そういった意味では彼らが先祖伝来の土地に対する権利の保障、あるいは失った権利の回復を要求するのは当然のことのようと思われるが、現実にはIPRAもまた、上村のいう「先住民族」の定義と同じように「権利を擁護する側から」出されたものではなく、権利を侵害し続けた側から」だされたものであって、実際にパラワン族の権利が認められるまでには多くの困難がある〔拙稿 2002, 2003〕。

## 5 結論

以上みてきたように、フィリピンには多くの「先住民族」が存在するが、「先住民族」といっても一様ではなく、パラワン島の例だけをみてもそこに多くの認識不足や混乱、問題があることがわかるだろう。

現在、IPRAでは多くの「先住民族」からの申請をうけて、その権利証書発行に向けての準備が進められているが、実際にこうした権利証書が発行されていくと、そのカバーする地域は最終的に国土の約3割にも及ぶだろうといわれている。そのなかで、冒頭で述べた合田の報告する事例は、本来その土地の先住でない「先住民族」が移住先の土地の権利を「イゴロット村」の土地として認められたというものであるが、この場合、いわゆるNCIPの分類でいえば彼らは「民族」的にポントック族とカンカナイ族であって、その土地の先住民ではない。しかしながら彼らは、その生活のなかから「イゴロット」というエスニックな自称を形成し、それがIPRAのもとで社会的に認知された。これはIPRAの第4章において「先住民族が隣接する地域やコミュニティで村（Barangay）を創出することができる」とする規定にもとづくものであるという〔合



田 2006)。たとえば先にも述べたようにパラワン島は移民が多数を占めるが、この「イゴロット村」のように、パラワン島の移民にもその移住先での権利を認めるとするならばどのような問題が生じるだろうか。

いっぽう、現在、パラワン島には全部で33の民族が生活しているというが、もちろんその多くはパラワン島の先住の人々ではない。そうした人たちに先祖伝来の土地を奪われた「パラワン島に先住の」パラワン族やバタック族、タグバヌワ族は果たしてその権利を回復することができるのであろうか。NCIPによれば、原則として「現在、そこに住んでいる人々（先住民族でなくても）が合法的にその土地の権利を獲得したのであれば、それを剥奪することはない。IPRAは先住民族が今、そこに住んでいる土地を対象とするのだ」と説明する。しかし、フィリピン政府がパラワン島で最初に移民たちに（合法的に）与えた「無主の」土地は、もともとパラワン本島に先住のタグバヌワ族の土地であり、これによって多くのタグバヌワ族が立ち退きを余儀なくされている。たとえそうだとしたとしても先のIPRAの説明によれば、低地移民に奪われた土地がタグバヌワ族に返還されることはない。しかしIPRAの先住民族の定義において、その土地に「太古から住み続けている」ことに主眼をおき、彼らが低地移民たちによって（合法ではあっても）騙されて土地を取り上げられたのだと解釈するならば、低地移民たちは彼らに土地を返還すべきだということになる。実際、パラワン族が主として居住するケソン郡では、パラワン族は人口からすれば全体の2割強を占めるに過ぎないが、パラワン族が先祖伝来の土地領域に対する全ての権利を主張すれば、郡全体の面積の約90%が彼らのものとなるという。しかし移民たちもまた50年以上にわたってその土地を開拓し、そこに住み続けてきたのであって、これらの土地を、もともとはパラワン族のものだといって今さら取り上げるのは現実には不可能である。

さらに「名乗り」の問題について考えてみた場合、なるほどフィリピンでは「民族」は、もともとは侵略者や「国家」の恣意的な分類範疇にすぎなかったが、それが互いに「名乗り」合うことによって「名」に実質が与えられていることがわかる。しかしながら、内堀のいうように「この擬似物質的な「名」が、現在にあるものとしての共同社会に、過去を備え未来を語りうる民族として実存する可能性を与え」、「共同社会が民族として自己形成する契機となる」としても〔内堀 1989〕、すべてのフィリピンの民族が、そうした可能性を現実のものとするところができるとは考えられず、また玉置が指摘するように、自らの「先住民族」としての名乗りが、IPRAにおいて必ずしも「先住民族」と認定されるとはかぎらないといった問題もある。玉置によると、IPRA第5章第23条における「雇用に関するアファーマティブ・アクション」にもとづく公職への応募条件に設けられた先住民族のための特例条項について、実際には先住民

族であるかどうかあやしい、あるいは少なくとも「先住民族」としてのアイデンティティをもっていない者までが「先住民族」と「名乗る」ことで、こうした職に志願してくるといった事態が多く発生しているという〔玉置 2006〕。

いみじくもIPRAの第2代委員長が述べているように、フィリピンでは「民族」はきわめて政治的な概念であり、「先住民族」はさまざまな政治的文脈のなかで操作されてきた。しかしながら、たとえ「民族」がフィリピン国家のもとに分類される「分類項」にすぎないとしても、「生活実体」としての彼らは確かに存在しており、大統領がその署名式典において約束したように、IPRAが「これまで抑圧され、疎外され続けてきた彼ら「先住民族」の権利を回復し、不平等な扱いから解放する」ためにあるのなら、いまいちど本来の目的に立ち返り、「先住民族」にかんする詳細なデータ、それは単に言語的、文化的な分類にとどまらない歴史的、政治的、経済的な問題をも含んだ「生活実体」としての民族のデータをひとつひとつ収集するといった地道な作業から始めなければならないだろう。

#### <注>

1) IPRAでは「先住民族」について第2章第3条で次のように規定している。

「土着の文化的集団 (Indigenous Cultural Communities), ないし先住民族 (Indigenous Peoples) とは、自己または他者によってその帰属が認識されている人々の集団または同質の社会をいう。組織化された共同体をもち、共有地として境界が定められた領域に継続的に住み、先祖伝来その領域に対する所有権を主張ないしは占有する、または現在その領域を占有し利用している人々で、共通の言語と文化、慣習、その他、特筆すべき文化的特長をもつ人々。あるいは植民地化、非土着の宗教・文化からの侵害に対する政治的、社会的、文化的抵抗を通して歴史的にフィリピンの主要なグループから差別されてきた人々。この土着の文化的集団ないし先住民族には、征服の時代ないしは植民地時代、非土着の宗教・文化から侵害を受けた時代、あるいは現在の国境が設定された時すでにこの国に住んでいた人々に出自を辿ることができる者で、先祖伝来の土地領域から移動した、あるいは別の土地に再定住したが自身の社会的、経済的、文化的、政治的制度の一部あるいはすべてを保持している人々も含む。」

2) スチュアート、ヘンリはさまざまな日本の辞書、辞典における定義を比較することによって「民族」および民族と同じようなニュアンスで用いられる「種族」「部族」という用語がいかに混乱して用いられているかを指摘している〔スチュアート 2002〕。

3) ここでいう臨界状態とは「民族を超える社会的交渉の連続性、文化の連続性、さらに場合によっては言語の連続性、言い換えれば社会・文化・言語の漸次的変遷と、民族区分における不連続性、あるいは切断的な民族境界の存在のあいだにある矛盾ともいえる関係」をさす〔内堀 1997:16〕。

4) 名和と綾部の「民族」概念をめぐる論争は、学会誌上〔『民族学研究』の第57巻3号, 58巻1号, 58巻4号〕で激しく展開されている。

5) 前述の名和は内堀の議論を高く評価するが、「最終的に民族が明確な境界を持つ実体として現れてしまう」という点については、問題であるとする〔名和 1992:304-305〕。

6) コロニアル・ナレッジとは「植民地統治下で形成された知識の体系」であり、多くの場合、これが植民地

独立後も人々の生活に大きな影響を及ぼしている。

- 7) 合田によれば「人種」や「言語グループ」「文化的少数者」などといった用語は、身体形質、言語、人口規模、狭義の文化（共有される価値・規範、道徳体系など）を指標とした人間分類であり、そこには政治的自律性や土地権といった指標は問題としないといった含意がある。つまり、文化や人種の多様性は、国民国家としての政治的な統合の支障にはならないと考えられる。その反対に、彼らが「先住民族」として歴史的に独自の自治慣習や政治的統合性をもっていると認めることは、彼らに慣習的土地権や自治区の創出、分離独立を国家が容認する可能性を示唆することになるという〔合田 2005：200-201〕。
- 8) NCIPの委員は、全国の7つの民族地域（Ethnographic Area）から1人ずつ先住民族出身者が推薦され、それを受けて大統領により任命される。また、7人の委員のうち1人が委員長を務めることになっているが、任期は3年で、現在（2006年）の委員長は第3期にあたる。
- 9) いうまでもなく「人種」もまた「民族」と同じように文化的・政治的に創出され、操作される概念である。
- 10) それによれば、これら90のグループの総人口は11,788,190人で、NCIPの第2代委員長であった彼女のスピーチのなかで言及されている「このフィリピン群島に昔から住んでいた先住の人々の1200万人の子孫たち」とも数が合わない。
- 11) 地方自治の単位である州（Province）は、さらに市（City：20万以上の人口を有する都市は特別市として州から独立）または郡（Municipality）、ポブラシオン（Poblacion：州庁や郡庁がある大きな村）、村（Barangay）に分かれるが、パラワン島のプエルト・プリンセサ市はパラワン州にある特別市である。
- 12) *Tau't Batu Studies*. Monograph No.7, National Museum of the Philippines, Peralta, J. T., 1983.
- 13) 1949年、政府はパラワン島中部に24,000haにもおよぶ植民のための保留地を作り、数年間に渡って積極的に植民政策を遂行した。しかしこの保留地は本来、タグバヌワ族の土地であった。いっぽう、こうした政府主導による植民計画によってやって来た人々とは別に、先に入植した彼らを頼って個人的にやってきた人々もまた大量にパラワン島に流れ込むことになり、やがてはタグバヌワ族だけでなくパラワン族やパタク族の土地までも脅かすようになった〔拙稿 2003〕。

## <参考文献>

綾部恒雄

1993 「建設的民族論のために一名和克郎氏の批判に応える」『民族学研究』第58巻第1号：88-93頁。

綾部恒雄編

1985 『文化人類学2：民族とエスニシティ』アカデミア出版。

池端雪浦・生田滋

1977 「フィリピン」『東南アジア現代史：フィリピン・マレーシア・シンガポール』池端雪浦・生田滋編，3-172頁，山川出版社。

上村英明

1992 『先住民族』開放出版社。

内堀基光

1989 「民族論メモランダム」『人類学的認識論の冒険』田辺繁治編，27-43頁，同文館。

1997 「民族の意味論」『岩波講座 文化人類学5：民族の生成と論理』青木保他編，1-28頁，岩波書店。

ゲルナー，E

2000 『民族とナショナリズム』加藤節監訳，岩波書店（原著1983）。

合田 濤

- 1995 「フィリピンとフィリピン諸族」『もっと知りたいフィリピン』綾部恒雄・石井米雄編, 71-89頁, 弘文堂。
- 1997 『イフガオ』弘文堂。
- 2004 「フィリピン」『国勢調査の文化人類学』青柳真智子編, 177-202頁, 古今書院。
- 2005 「解説 東南アジア島嶼部」『講座 世界の先住民族: 東南アジア』綾部恒雄監修, 200-208頁, 明石書店。
- 2006 「イゴロット村の創設」『東南アジア地方都市における都市化とエスニシティ形成の社会人類学的研究』科学研究費補助金研究成果報告書(平成14~17年度, 課題番号14251007), 76-98頁。
- スチュアート, ヘンリ
- 2002 『民族幻想論』解放出版社。
- 玉置泰明
- 2006 「都市, 市民社会, 国家とマイノリティ」『東南アジア地方都市における都市化とエスニシティ形成の社会人類学的研究』科学研究費補助金研究成果報告書(平成14~17年度, 課題番号14251007), 62-75頁。
- 名和克郎
- 1992 「民族論の発展のために—民族の記述と分析に関する理論的考察—」『民族学研究』第57巻第3号: 297-317頁。
- 1994 「建設的議論のために—綾部教授の批判について—」『民族学研究』第58巻第4号: 394-397頁。
- 森谷裕美子
- 1998 「パラワン族の土地保有制度」『社会と象徴—人類学的アプローチ』大胡欽一・加治明・佐々木宏幹・比嘉政夫・宮本勝編, 179-192頁, 岩田書院。
- 2002 「先住少数民族権利法をめぐる諸問題」『九州国際大学社会文化研究所紀要』第51巻: 27-44頁。
- 2003 「フィリピン・パラワン族の土地問題と開発」『民族共生への道』片山隆裕編, 171-194頁, 九州大学出版会。
- Beyer, H. O.
- 1917 *Population of the Philippine Island in 1916*. Philippine Education Co. Inc.
- Conklin, H. C.
- 1949 Preliminary Report on Field Work on the Islands of Mindoro and Palawan, Philippines. *American Anthropologist* Vol. 51: 268-273.
- Eder, J. F.
- 2000 Population Movement and Upland Agriculture on Palawan Island, Philippines. In Abe K. & M. Ishii eds., *Population Movement in Southeast Asia: Changing Identities and Strategies for Survival*. The Japan Center for Area Studies, National Museum of Ethnology.
- Fox, R. B.
- 1972 Cultural and Linguistic Groups. in Gorospe, V. R. & R. L. Deats eds., *The Filipino in the Seventies: An Ecumenical Perspective*. New Day Publishers, Philippines.
- 1982 *Religion and Society among the Tagbanuwa of Palawan Island, Philippines*. Monograph No.9, National Museum, Philippines.
- Goda, Toh
- 2001 *Cordillera: Diversity in Culture Change*, New Day Publishers, Philippines.
- Peralta, J. T.

1983 *Tau't Batu Studies*. Monograph No.7, National Museum of the Philippines.  
Gordon, R. G. Jr. ed.

2005 *Ethnologue: Languages of the World*. Fifteenth Edition, SIL International.